

## 委員会規程

### 第1条【目的】

本規程は、公益財団法人全日本軟式野球連盟（以下、「本連盟」という）連盟規程第24条に定める委員会に関する事項を定めることを目的とする。

### 第2条【構成及び所管事項】

本連盟で設ける委員会は、次の各号によるものとし、それぞれ各号に規定する事項について協議し、調査研究をする。

(1) 競技運営委員会

競技会ならびに競技全般に係る内容の検討、審議、決定、実行、管理に関する事項。

(2) 審判技術委員会

競技者必携編集、審判技術指導員研修会・研修員講習会の運営、各種競技運営に係る規則、取扱の検討などに関する事項。その他、公認審判員の組織的な運用に関する規則による。

(3) 医科学委員会

競技者の健康維持・管理のための医科学面のサポート、障害予防対策全般、栄養指導などの教育及び啓発に関する事項。

(4) アスリート委員会

競技者の視点からの、軟式野球競技の普及、振興及び推進のための活動に関する事項

(5) 指導者育成委員会

指導者の育成・養成事業全般に関する事項。

(6) 広報委員会

軟式野球競技の普及振興のための広報活動、連盟広報誌の制作に関する事項。

(7) アクションプラン事業推進委員会

新世紀戦略アクションプラン事業推進方策2020の実施検討、組織運営の強化に関する中長期計画に関する事項。

(8) 倫理・コンプライアンス委員会

①本連盟および加盟団体におけるガバナンスおよびコンプライアンスの啓発と教育などに関する事項と通報窓口に関する事項。

②日本スポーツ協会加盟団体規程、スポーツ憲章などの関係規程の遵守及び処分に関する事項。

(9) 規程財務検討委員会

定款、本連盟規程類等の見直し、財務状況の分析と計画立案に関する事項。

(10) 国体対策委員会

国体実施競選定全般に係る全般、ブロック出場枠の検討、審議、決定に関する事項。

(11) アンチ・ドーピング委員会

アンチ・ドーピングに係る検査、教育啓発活動の企画、実施及びJADA、スポーツフェアネス機構との調整に関する事項。

(12) 将来構想委員会

将来的な組織運営、競技の普及振興、競技者減少対策、人材育成の全般に関する事項。

### 第3条【委員】

各委員会の委員は、本連盟理事、監事、評議員、および選手又は指導者、審判としての高い実績が認められている者、本連盟の支部の運営において貢献した者、学識経験者より理事会が選任した後、会長が委嘱する。

- 2 委員の任期は、委嘱の日から開始し、選任後2年以内に終了する事業年度に開催する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。なお、任期の満了前に退任した委員の後任として就任した委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、任期満了後においても、新たに選任された者が就任するまでその権利と義務を有する。
- 4 委員は原則、無報酬とする。ただし、委員会へ出席するなど委員としての活動をした場合は、本連盟の旅費規定を適用することができる。また、本連盟が、委員の専門的知見を活用し、業務を委嘱した場合は正当な報酬を支払うこととする。

### 第4条【委員長】

委員会に1名の委員長を置くこととし、理事会の決定により会長が委嘱する。

- 2 委員長が必要と認めた場合、委員の中から副委員長を指名することができる。
- 3 委員長は、会議の議長となり会を総括する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときまたはかけた時はその職務を代行する。

### 第5条【議事】

委員会は、委員の過半数の出席をもって成立する。

- 2 委員会は、集合またはオンラインでの開催とする。
- 3 委員会の議事は、委員会に出席した過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。
- 4 委員長は、委員が適当と認める者に対して、委員会の出席、必要な協力を求めることができる。
- 5 委員は、会長が委任した事項を執行するにあたって、あらかじめ委員会の決議を得なければならない。

- 6 委員の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、議事を決する旨の委員会の決議があったものとみなす。

#### 第6条【報告】

委員長は、会長が委任した事項における業務を執行した際には、その内容などについて理事会へ報告しなければならない。

#### 第7条【議事の記録】

委員会は、協議内容を記した議事録または議事概要を作成する。

#### 第8条【部会など】

委員会は、委員会の決議を経て理事会に付し、理事会で承認された場合、または理事会の要請により、必要な部会などを設けることができる。

- 2 部会などの構成、運営などに関する事項は委員会の決議により別に定める。

#### 第9条【規程の変更】

この規程は、理事会の決議により変更することができる。

#### 【附則】

本規程は、令和4年4月8日から施行する。